定　　款

第１章　総　則

（商号）

第１条　当会社は、合同会社○○と称する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

　　　１ ○○の製造販売

　　　２ ○○業

　　　３ 前各号に附帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条 当会社は、本店を大阪府大阪市に置く。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　社員及び出資

（社員の氏名及び住所、出資の価額並びに責任）

第５条　当会社の社員の氏名及び住所、社員の出資の価額は次の通りとする。

金○○万円

大阪府大阪市都島区東野田町１丁目２１番１４号

　　　　　　　　　社員　○○

（社員の責任）

第６条　当会社の社員の全部を有限責任社員とする。

（競業禁止の規定の適用除外）

第７条　当会社の業務を執行する社員には、会社法第５９４条第１項本文の規定の適用はないものとする。

（利益相反の規定の適用除外）

第８条　当会社の業務を執行する社員には、会社法第５９５条第１項本文の規定の適用はないものとする。

（社員の加入）

第９条　新たに社員を加入させるには、総社員の同意を得なければならない。

（任意退社）

第１０条　各社員は、事業年度の終了の時において退社をすることができる。この場合に

　　　　おいては、各社員は、２ヶ月前までに会社に退社の予告をしなければならない。

　　　２　前項の規定に関わらず、各社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも

　　　　退社することができる。

（法定退社及びその特則）

第１１条　各社員は会社法第６０７条の規定により退社する。

　　　２　前項の規定にかかわらず、社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合に

　　　　おける当該社員の相続人その他の一般承継人が当該社員の持分を承継することが

　　　　できる。

第３章　業務執行及び代表権

（業務執行社員）

第１２条　社員○○は、業務執行社員とする。

　　　２　業務執行は業務執行社員の過半数をもって決定する。

　　　３　前項の規定に関わらず、常務は、各社員が単独で行うことができる。ただし、

　　　　その完了前に他の社員が異議を述べた場合は、この限りではない。

（代表社員）

第１３条　業務執行社員○○は、当会社を代表する。

第４章　計　算

（事業年度）

第１４条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

（損益の分配）

第１５条　当会社の事業に関する損益分配の割合は、各社員の出資の割合の価額に応じるものとする。

（配当の割合）

第１６条　利益の配当をしようとするときは、毎事業年度末日現在の社員に配当するものとし、社員の承認権の過半数の同意をもって、次の事項について決定しなければならない。

　　　　　一　配当財産の種類及び帳簿価格の総額

　　　　　二　社員に対する配当財産の割当てに関する事項

　　　　　三　利益配当が効力を生じる日

　　　２　社員は、前項の決定後でなければ当会社に対して利益配当の請求をすることができない。

第５章　附　則

（最初の営業年度）

第１７条　当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から令和〇年３月３１日までとする。

（定款に定めのない事項）

第１８条　この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、合同会社○○○○設立のため、社員○○○○は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和○年○○月○○日

業務執行社員　○○　○○